

# 文化財通信

第11号



令和元年 12 月



京 都 府

## ごあいさつ

京都府では、平成20年7月にいわゆる「ふるさと納税」制度を利用し、府内に所在する歴史的建造物の保存、修理や防災対策など「文化財保護」にその用途を限定する全国で唯一の「文化財を守り伝える京都府基金」を設置しました。それから11年が経過し、これまでの御寄附は2,980件、総額1億8,600万円余りとなりました。全国の皆様方から御厚志を賜り、改めて心からお礼申し上げます。

また、この基金を利用し、平成21年度から30年度までの10年間で204件、総額1億6,500万円余りを文化財保護のために支出しており、文化財を所有する方々から感謝のお言葉を頂戴しているところで

す。さて、今年はふるさと納税制度の見直しが行われたこともあり「文化財を守り伝える京都府基金」を取り巻く環境も大きく変わってきています。京都の宝である文化財を守り、次代に引き継いでいくために、これまで以上に当基金を広く皆様に知っていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

これまで取り組んでまいりました文化財の保存、修理や防災対策は、京都の文化を大切に守り伝えてきた多くの方々、また京都の文化を愛する方々の御理解・御協力の賜物であると考えております。今後とも皆様方と一緒に京都の文化・文化財の保護に尽力してまいりますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。



令和元年12月

京都府知事 西脇 隆俊

### 『文化財通信』表紙の「常磐色」と「若菜色」

常磐色

若菜色

この『文化財通信』表紙の題字には「常磐色」（濃い緑）を使用しています。『源氏物語』で、光源氏は、六条御息所を野宮に訪ね、彼女に対する変わらぬ恋心を、永久不変の樹木の緑に例えて、「常磐色」と言っています（賢木巻）。また、表紙の背景は「若菜色」（淡いうぐいす色）を用いました。同じく『源氏物語』で、光源氏の40歳の祝いの席で、養女の玉鬘が若菜を差し出した（若菜巻）ことにちなんで、このようなうぐいす色を用いました。永遠の「常磐」と寿ぐ「若菜」に文化財の保護と継承の願いを託したものです。

## 目 次

公益財団法人日新電機グループ社会貢献基金との 京都の歴史的文化財の保護等のための連携・協力に関する協定について・・・	1
寄附で保護される京都の文化財 ～平成30年度に実施した事業について～	・・・ 2
御寄附いただいた方々への京都文化体験(レポート)	・・・ 7
平成30年度の寄附状況について	・・・ 10
「文化財を守り伝える京都府基金」の概要	・・・ 11

## 文 化 財

## こ ぼ れ 話 14

### ○ 旗本藤懸氏と君尾山光明寺

君尾山光明寺は綾部市睦寄町君尾に所在する真言宗醍醐派の山岳寺院です。聖徳太子創建の伝承を持ち、かつては数多くの坊を抱える大寺院でした。

仁王門は京都府北部唯一の国宝建造物として有名ですが、本堂も府指定の建造物です。

光明寺は1527年、1572年、1579年と相次いで兵火に遭い伽藍を消失しましたが、江戸時代に入ると綾部市八津合町上林に所領を持った旗本藤懸氏が代々復興を支援しました。

初代当主 藤懸永勝は織田氏の一族で、若くして信長に仕え、秀勝、秀吉と主君が変わりましたが、関ヶ原の戦いで西軍として丹後田辺城攻めに加わりました。その後減封され上林に入部したのです。

府指定の本堂は1836年、藤懸左京の支援を受け建立しました。この本堂の前には2基の石灯籠が立っていますが、一方は梵鐘を改鋳した永勝が、もう一方は1685年に本尊を寄進した永次がそれぞれ寄進したもので、今も本堂の前で復興した光明寺を見守っています。



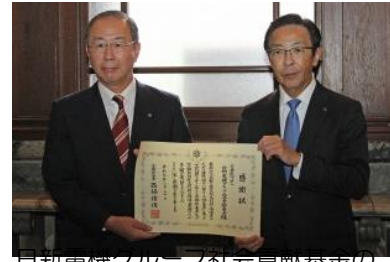
藤懸永次が寄進した石灯籠



## 公益財団法人日新電機グループ社会貢献基金との 京都の歴史的文化財の保護等のための連携・協力に関する協定について

### ○ 協定の趣旨

本協定は、公益財団法人日新電機グループ社会貢献基金と京都府が相互に連携・協力のもと、後世に残すべき貴重な財産である京都府内の文化財を保護することを目的として、平成 30 年 11 月 20 日に締結されました。



日新電機グループ社会貢献基金の  
小畑理事長（左）と西脇知事（右）

### ○ 連携・協力の内容

連携・協力の内容は大きく二つあり、一つは「文化財を守り伝える京都府基金」に御寄附をいただくことで、京都府がこの基金を原資に文化財所有者が行う文化財の保存・修理や防災・防犯対策に補助を行います。

もう一つは、京都府が所有する文化財の保護・整備を行うもので、平成 30 年度は京都府京都文化博物館の別館として活用している重要文化財「旧日本銀行京都支店」の修理・整備を行いました。



屋根（南東隅）の修理

今後の「文化財を守り伝える京都府基金」への寄附額や京都府が所有する文化財の保護・整備の対象の選定については、毎年両者で協議していくこととしています。

#### ◆平成 30 年度実施事業

- (1) 「文化財を守り伝える京都府基金」への寄附 (100 万円)
- (2) 重要文化財「旧日本銀行京都支店」の修理・整備 (200 万円)

### ○ 公益財団法人日新電機グループ社会貢献基金について

日新電機（株）創立 100 周年を機に設立され、次代を担う技術系人材の育成や、文化財保護による地域活性化、環境と調和し活力ある社会づくりに取り組まれています。「文化財を守り伝える京都府基金」へは、平成 28 年度から毎年御寄附いただいています。

#### ◆小畑英明理事長のコメント

京都には高質な文化と産業が連関しながら成長してきた長い歴史があります。その高質な文化を守り育てることで、これからも産業の活性化と新産業の創出につなげ、京都を一層元気にしていきたいと考えています。



小畑理事長

# 寄附で保護される京都の文化財

## ～平成30年度に実施した事業について～

### ○ 趣 旨

京都府では、国民的財産ともいえる府内の貴重な文化財を守り伝えるため、ふるさと寄附金を活用した「文化財を守り伝える京都府基金」を設置し、この基金を活用して、貴重な府内の指定文化財及び未指定の歴史的建造物などの保存修理、防災対策事業等に対して、助成を行っています。

助成事業は、事業の緊急性や必要性などを考慮するとともに、寄附者の御意向や学識経験者による専門家会議の意見をお聞きしたうえで選定しています。平成30年度は、10件の保存修理・防災対策事業と、文化財保護の普及啓発に役立つ事業1件に助成しました。

この制度を通じて、府民の方々に、文化財に対する関心を深めていただき、文化財を保護し継承することの大切さをより一層理解していただくよう努めています。

### ○ 平成30年度の基金活用事業（11件）

#### (1) 歴史的建造物など有形文化財の保存・修理事業：9件

事業者名	所在地	対象事業の概要
由良脇自治会	宮津市	岩穴稲荷神社本殿 修理 → 報告①
(宗)成願寺	京丹後市	成願寺稲荷社 修理
(宗)大信寺	福知山市	観音堂 棟瓦修理
天引神風講	南丹市	弁財天本殿 屋根修理
(宗)八幡宮社	亀岡市	八幡宮社拝殿 屋根修理 → 報告②
樂 吉左衛門	上京区	国登録文化財 樂家住宅本蔵 修理
(公財)衣笠繊維研究所	北区	国登録文化財 衣笠会館 修理 → 報告③
(公財)冷泉家時雨亭文庫	上京区	冷泉家時雨亭文庫角倉 修理
(宗)今宮神社	北区	国登録文化財 今宮神社築地塀 回廊修理 → 報告④

#### ●事業報告その① 岩穴稲荷神社本殿 修理

岩穴稲荷神社は、由良集落の北西、海岸近くに鎮座する稲荷社です。神社の縁起である「岩穴明神記」によると創建は寛延3(1750)年とされています。現在の本殿は、嘉永4(1851)年に再建されたものです。本殿は一間社流造、棧瓦葺、平入りの建造物です。

経年劣化により各部が傷んだため、雨漏りが生じており、修理が必要となりました



<修理前>



<修理後>

**所有者から一言** 由良は、さんしょう太夫伝説など歴史と文学が香る地域です。今回の社殿修理で、江戸時代から現在まで先人により守られてきた地域の貴重な文化財を後世に伝えることができ、大変嬉しく思っています。ありがとうございました。

### ●事業報告その② 八幡宮社拝殿 屋根修理

八幡宮社は、亀岡市畑野町に正中元(1324)年、石清水八幡宮から勧請したと伝えられています。現在の本殿は、昭和 59(1984)年の修理の際に発見された棟札により、元文元(1736)年の建築であることが分かっています。今回修理した拝殿は、拝殿に附設された籠堂に保管されていた「御宮様拝殿寄進帳」から天保3(1832)年に氏子一同の寄進により建立されたことが分かっています。建物は、入母屋造り、割拝殿の形式で、中央に板を張ることで1面の床にすることができる構造となっています。屋根は茅葺きを鉄板で覆っていますが経年劣化と獣害等により、各所が傷み雨漏りが生じていました。本基金事業により、鉄板の補修・さび止めをすることができ、今後も安心してお祭りができるようになりました。



拝殿外観



<修理前>



<修理後>

**所有者から一言** この度は八幡宮社拝殿修復事業に際し補助金を交付して頂き誠に有難うございました。少子高齢化と若い世代の地元離れが続く中、父祖伝来の町の文化財である建造物の維持管理の難しさに直面している者にとりまして誠に有難く厚く御礼申し上げます。

### ●事業報告その③ 国登録有形文化財 衣笠会館 修理

衣笠会館は、明治 38(1905)年、藤村岩次郎の自邸として建設されました。現在は、公益財団法人衣笠繊維研究所として使用されています。建物は、木・煉瓦造り 2 階建ての住居建築で、平成 17 年に国登録有形文化財（建造物）に登録されました。

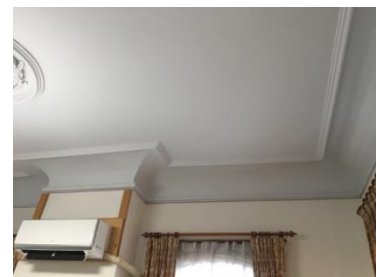
経年劣化による雨漏りなどによって室内の漆喰が剥がれていました。本基金事業により、天井や壁の漆喰を塗り直し、建築当初の状態に戻すことができました。



衣笠会館外観



<修理前>



<修理後>



**所有者から一言** 今回の修理は、皆様のご寄付の御蔭で実施することが出来ました。その上、衣笠会館に足を運んで下さり、修理中の作業をご見学頂きまことに御礼致します。ご厚情に感謝いたしますと共に、建物の維持管理に一層精進して参ります。

●事業報告その④ 国登録有形文化財 今宮神社築地塀 回廊修理

今宮神社は、長保 3(1001)年創建と伝えられています。疫病を鎮め、平安を祈るやすらい祭で知られています。

本殿は明治 35(1902)年の再建で、本殿と疫社を取り囲む築地塀は江戸時代の元禄 7(1694)年に造営され、明治時代に再建されました。平成 30(2018)年 3月に築地塀を含む境内及び御旅所の多くの建物が、国登録有形文化財（建造物）に登録されました。

しかし平成 30 年の台風 21 号による倒木が築地塀を直撃し、瓦などがき損しました。本基金事業により、瓦などを修復し、建築当初の状態に戻すことができました。



<修理前>



<修理後>

**所有者から一言** 築地塀を潜る木戸も周囲と調和のとれた姿へと復元されました。心より感謝致しております。境内や建物の佇まいに積み重ねられた地域の暮らしの歴史を、これからも皆さんと共に大切に受け継ぎ育てゆきたいと願っています。

(2)地震・火災等から有形文化財を守る事業：1 件

※火災報知器や防犯機器等の設置のほか、文化財を守るための建造物の修理も対象としています

事業者名	所在地	対象事業の概要
(宗)日吉神社	京丹後市	日吉神社 本殿覆屋 雪囲い設置

●事業報告 日吉神社 本殿覆屋 雪囲い設置

当社は元々山王大権現と称していましたが、明治 6 年(1873)に日吉神社と改められました。社殿は、寛文 12(1672)年には建てられていたことが棟札から分かり、現在の社殿は、文政 10(1827)年に再建されたものです。一間社入母屋造りの妻入りの社殿。虹梁の上には中井権次の彫刻が飾られています。雪が多い地方であるため、落雪による覆屋の腰板の劣化が心配されていましたが、本事業により雪囲いを設置できたことで、安心して参拝できるようになりました。



本殿覆屋



<雪囲い設置前>



<雪囲い設置後>

**所有者から一言** 日吉神社は、浅茂川区民にとって大きな心の拠り所となっている神社で、地域住民が一体となって大切にお守りしています。今回この事業によって、屋根からの降雪による傷みを心配することもなくなり、大変感謝しております。

**(3)文化財保護のこころを育む事業：1件**

事業者名	対象事業の概要
明日の京都 文化遺産プラットフォーム	文化財に関するシンポジウム、フォーラムの開催

**●事業報告 文化財に関するシンポジウム、フォーラムの開催**

明日の京都 文化遺産プラットフォームでは、文化遺産の保存と継承、「文化遺産」を災害から守り育てる、京都の「伝統文化」の保存と活用、「文化遺産」に関する教育・研究と人材育成、新たな文化遺産の創造の五つの事業領域を設定し、産学宗官が協力して課題に取り組んでいます。

今回は、京都盆地へ文化財防災の手段の一つとしてかつて存在していた水道を復活させ、もって水にまつわる文化を根付かせる必要を訴えるフォーラムを開催いたしました。また、無形文化遺産シンポジウムとして、戦後の祇園祭復興に尽力された前祇園祭山鉾連合会長吉田孝次郎を特集し、京都の伝統文化の継承について考えました。



フォーラムの会場の様子



シンポジウムの会場の様子

**主催者から一言** 各イベントでは、定員数を大幅に上回る申込みがあり、京都府民の関心の深さが伺えました。京都の文化を未来へつなぐために、有形・無形の文化遺産を護り伝えことの意義を、多数の来場者とともに再認識する場となりましたことを感謝いたします。



## 企業版ふるさと納税を利用した文化財保護の取り組み

平成 28 年度から「地方創生応援税制（通称：企業版ふるさと納税）」が導入されました。京都府では、この制度を活用し、個人からの寄付同様、企業からの寄附により文化財を保護継承し、地域振興にも寄与することを計画、「文化レジリエンス事業（文化財緊急防災支援事業）」として平成 28 年 11 月に内閣府の認定を受けました。

### 企業版ふるさと納税について

寄附額の3割について法人関係税から税額控除を受けられる税制優遇措置です。寄附額が損金算入されることによる軽減効果をあわせると、約6割の税軽減効果があります。ただし、本社が京都府内にある企業からの寄附は優遇の対象外となります。

### ○ 平成 30 年度に実施した文化レジリエンス事業（1件）

事業者名	所在地	対象事業の概要
(宗)等持院	北区	等持院清漣亭修理

等持院は室町幕府将軍足利家の菩提寺として建立され、歴代将軍の木像を祀っていることで有名です。清漣亭は8代将軍義政公好みに建てられた茶室といわれ、現在の建物は江戸時代に再建されたものです。茅葺き屋根を初め全体的な老朽化を改修するとともに昭和に増築された水屋を取り払い再建時の姿に戻されました。



修理前



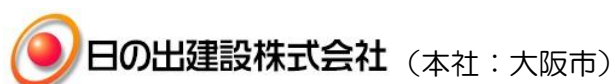
修理後

## 寄附いただいた企業の御紹介（五十音順）



1950 年創業の弊社は、新築塗装で地歩を固め、内外装リニューアル工事なども手掛けながら、今後は伝統建築が根付く京都で進取の技術も取り込んだ事業展開を志しています。

（写真は清水寺で行われた入社式）



弊社は仕事を通じ社員の幸福最大化を目指すと共に、少しでも社会の役に立つべきと考えています。日本社会の共有財産である文化財の保護に微力ながら貢献させて頂くことも弊社の社会的責任の一端と考えています。



## 御寄附いただいた方々への京都文化体験（レポート）

京都府では、基金支援のネットワークメンバーの皆様の御協力により、御寄附いただいた方々に京都が世界に誇る文化を体験していただいています。

### 【京都文化体験1】フタバアオイ・オーナー、葵祭特別観覧

賀茂別雷神社（通称：上賀茂神社）様、（一財）葵プロジェクト様の御協力により、祭礼で使用するフタバアオイを育てていただくフタバアオイ・オーナーになっていただき（栽培場所は神社境内・御自宅を選択できます）、葵祭の当日には、上賀茂神社境内に設けられた特別観覧席に御招待しています。

令和元年5月15日に開催された葵祭では、37名の方に特別観覧席で行列を御覧いただきました。



### 【京都文化体験2】祇園祭山鉾搭乗体験

京都の夏をいろどる祇園祭。豪華絢爛な山鉾巡行は「動く美術館」とも呼ばれています。各山鉾保存会様の御協力により、祇園祭宵山期間中に、人が乗ることのできる山鉾11基のいずれか一つへの搭乗体験に御招待しています。

※（公財）祇園祭山鉾連合会、長刀鉾保存会、函谷鉾保存会、鶏鉾保存会、菊水鉾保存会、月鉾保存会、放下鉾保存会、祇園祭船鉾保存会、岩戸山保存会、北観音山保存会、南観音山保存会、四条町大船鉾保存会の皆様の御協力により実施しております。



### 【京都文化体験3】緑陰講座

（一財）京都仏教会様、京都府神社庁様の御協力により、普段はあまり公開されていない建造物などの文化財を特別拝観していただき、僧侶や神職の方から寄附者の皆様に心を込めた有意義な御講話をいただく「緑陰講座」に御招待しています。

#### ○ 八坂神社：平成30年9月17日（月・祝）

はじめに本殿に昇殿し、本殿内部の展示物を拝観しました。「おけら詣り」についての展示解説をいただき、本殿の背後に祀られている、明治までの八坂神社の名称の一つ「感神院」と書かれた扁額も見学しました。その後、本殿の周囲に点在する摂社群を解説いただきながら見学しました。見学後に常磐新殿で橋本禰宜様から八坂神社の歴史と祇園祭について御講話をいただきました。





## ○ 南禅寺：平成31年1月19日（土）

はじめに臨済宗南禅寺派宗務総長 蓮沼良直様より「今を生きる」と題しての御講話をいただきました。

続いて、信徒部長 少林浩道様に御説明をいただきながら、境内の南禅寺方丈、南禅院、三門を、さらに通常は非公開の堂内を御案内いただきました。三門も楼上内陣を御案内いただき、宝冠釈迦座像を中心とし、左右に十六羅漢像などを多数配した極彩色の天人の図が描かれた仏教の世界を拝観しました。



## 【京都文化体験4】基金事業修理現場見学会(衣笠会館)

京都文化体験参加者へのアンケートで御要望が多かった「寄附金で実際に修理した文化財の見学」を、(公財)衣笠繊維研究所様と株式会社創建様の御協力を得て、平成31年2月16日（土）に開催し、33名の方に御参加いただきました。

最初に明治38年に藤村岩次郎により自宅として建てられた後、衣笠繊維研究所として使用されていることについて御説明いただいた後、平成30年度基金助成事業で修理中の国登録有形文化財「衣笠会館」の内部土壁修理現場を見学、実際に修理に携わる職人の方から文化財の修理方法等について御説明をいただきました。



## 【京都文化体験5】清水寺夜間特別拝観

清水寺様の御協力により、春と秋の2回、御寄附いただいた方限定の夜間特別拝観に御招待しています。夜空に向かって放たれる青い一筋の光は観音さまの慈悲の心を表したもので、幻想的な雰囲気の中、ゆっくりと拝観できます。

平成30年11月16日（金）に秋、平成31年3月28日（木）に春の特別拝観を行い、それぞれ50名、36名の方に御参加いただきました。

清水寺様からは、もう少しで紅葉・桜が見頃になるので、その頃に改めて御参拝くださいとの御厚意で、各回とも招待券を配付いただきました。

※清水寺本堂は、現在屋根葺き替えのため素屋根に覆われていますが、通常どおり拝観できます。





## 【京都文化体験6】京都文化博物館特別展内覧会

京都府京都文化博物館様の御協力により、同館で開催される特別展の内覧会に御招待し、幅広い京都文化を鑑賞していただきます。

平成30年度は、「皇室文化」展、「北野天満宮」展のうち、御希望の内覧会に御招待しました。



## 【京都文化体験7】大河内山荘特別拝観

(有)大河内山荘様の御協力により、嵐山の日本庭園大河内山荘庭園で特別拝観を開催しました。

大河内山荘は大正から昭和初期に主に時代劇で活躍した大河内傳次郎が、自ら設計した庭園で、小倉山などを借景した園内に建つ持仏堂、中門、大乘閣、滴水庵の4建築が国の登録有形文化財（建造物）に登録されています。

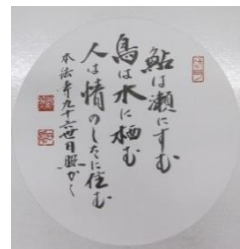
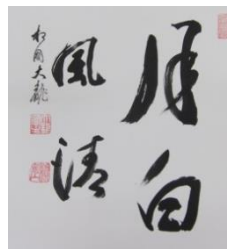
特別拝観は、平成31年2月16日（土）に開催し、冬晴れの中33名の方に御参加いただきました。最初にお抹茶とお菓子を頂戴し、中門から大乘閣へ御案内いただきました。大乘閣は通常非公開ですが、特別に内部を拝観させていただきました。

また持仏堂、月下亭と御案内いただき、京都盆地を見下ろす景観を堪能しました。その後滴水庵、大河内傳次郎資料館を御案内いただきました。



## 【京都文化体験8】高僧の直筆揮毫色紙贈呈

(一財)京都仏教会様の御協力により、京都の文化財保護のため御寄附いただいた方の篤志に感謝をこめて、府内寺院の高僧の皆さんが色紙に揮毫されます。雄渾かつ奥深い書の文化に触れていただけの墨跡豊かで貴重な直筆色紙を贈呈します。



※現在贈呈している色紙に揮毫いただいた高僧の皆様【敬称略・五十音順・令和元年10月現在】

・臨済宗相国寺派管長	有馬 頼底	・真言宗醍醐派管長・醍醐寺座主	仲田 順和
・真言宗泉涌寺派管長・泉涌寺長老	上村 貞郎	・前浄土宗西山禅林寺派管長・永観堂法主	中西 玄禮
・平等院住職	神居 文彰	・臨済宗南禅寺派管長	中村 文峰
・前真言宗大覚寺派管長・大覚寺門跡	黒沢 全紹	・臨済宗東福寺派管長	原田 融道
・臨済宗建仁寺派管長	小堀 泰巖	・青蓮院門跡門主	東伏見 慈晃
・黄檗宗管長・大本山萬福寺住職	近藤 博道	・三千院門跡門主	堀澤 祖門
・臨済宗天龍寺派管長	佐々木 容道	・西山浄土宗管長・光明寺法主	堀本 賢順
・日蓮宗本山本法寺貫首	瀬川 日照	・本山修験宗管長・聖護院門跡門主	宮城 泰年
・前真言宗御室派管長・仁和寺門跡	立部 祐道	・北法相宗管長・清水寺貫主	森 清範
・高雄山神護寺山主	谷内 弘照		

※このほか、これまでに妙心寺様、知恩院様、智積院様、妙蓮寺様、善光寺様、東寺様、清浄華院様に御協力いただいております。

## ○ ネットワークメンバーの皆様による取組の御紹介

### ◆ 募金箱等による取組

#### ① 寺院への募金箱の設置

清水寺様、相国寺様、鹿苑寺(金閣寺)様、慈照寺(銀閣寺)様、教王護国寺(東寺)様、大覚寺様、泉涌寺様、仁和寺様、禅林寺(永観堂)様、平等院様、圓通寺様、浄瑠璃寺様

#### ② 神社への募金箱の設置

北野天満宮様、八坂神社様、賀茂別雷神社(上賀茂神社)様、石清水八幡宮様、賀茂御祖神社(下鴨神社)様、伏見稻荷大社様、今宮神社様

#### ③ 寄附機能付き自動販売機の導入

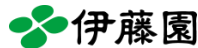
(株)ハートフレンド様



募金箱(相国寺様)

### ◆ 企業キャンペーンによる取組

(株)伊藤園様



平成24年度から「お茶で京都を美しく。」という活動に取り組んでおられ、「お〜いお茶」全飲料製品の売り上げの一部を毎年御寄附いただいています。

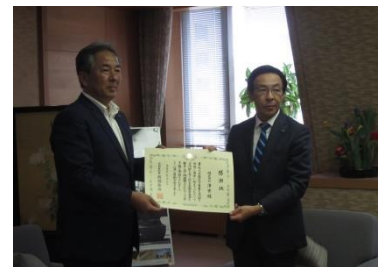


伊藤園の村木営業部長(右)と古川文化スポーツ部長(左)

### ◆ 企業様からの御寄附

(株)澤吉様

澤吉様からは、平成26年度に200万円、平成28年度に100万円を継続的に御寄附いただき、平成30年度も100万円の御寄附をいただきました。

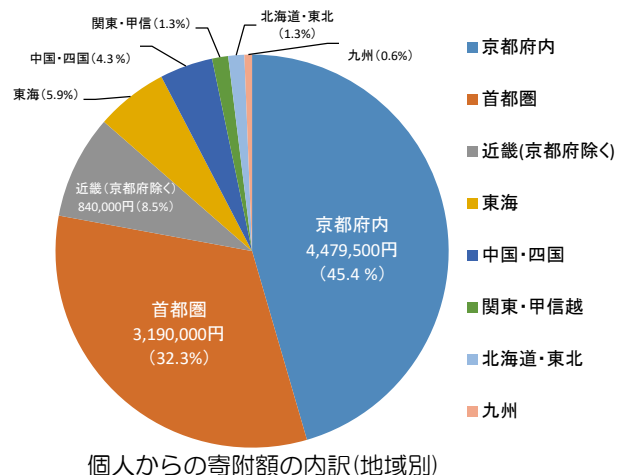


澤吉の澤田社長(左)と西脇知事(右)

## 平成30年度の寄附状況について

個人の寄附が177件・9,846,200円、法人や団体の寄附が24件・3,423,826円、あわせて201件・13,270,026円の御寄附をいただきました。個人からの寄附を地域別でみると、京都府内外からの寄附がそれぞれおよそ半分ずつとなっており、京都にゆかりのある方・京都の文化を愛する方々から御寄附をいただいたことが分かります。

御寄附いただいた皆様の暖かいお心遣いに心より感謝申し上げます。



## 「文化財を守り伝える京都府基金」の概要

### 趣 旨

京都府内には、歴史的建造物など数多くの貴重な文化財があり、これらを地震・火災等から守り、保存・修理することで、未来に良好な状態で伝えていく必要があります。

このため、京都府では、ふるさと納税制度を活用して、文化財保護に用途を限定した「文化財を守り伝える京都府基金」を設置し、全国の方々に寄附をお願いしています。

御寄附は京都府出身者に限らず、どなたでもしていただけます。多くの皆様の温かい御支援をお待ちしています。

### 寄附の使い道

いただいた御寄附は、文化財の保護を目的に下記の事業に使用します。お申込みの際に用途をこの中から御指定いただくこともできます。

- 京都府内の歴史的建造物などの有形文化財の保存、修理のための事業
- 地震、火災等から有形文化財を守るための事業
- 文化財保護のこころを育む事業 など

いただいた寄附金で、どの事業に補助を行うのかは、寄附者の御意向や文化財の専門家の意見を踏まえて選定いたします。

選定した事業の内容や取組結果については、ホームページや「文化財通信」誌面で御報告させていただきます。



現地調査で文化財の状態を確認します



専門家による会議で補助事業の選定を行います

### ●文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金選定委員会

- 委員長 村井 康彦（国際日本文化研究センター名誉教授）
- 委員 永井 規男（関西大学名誉教授、元京都府文化財保護審議会会長）
- 委員 土岐 憲三（立命館大学特別研究フェロー）
- 委員 京都府文化スポーツ部文化政策室長

### これまでの実績

いただいた御寄附は、令和元年10月末現在で総額1億8,677万円余りとなりました。御寄附をもとに、府内の文化財保護のため、平成30年度までに204件、約1億6,519万円の支援を行いました。皆様の御寄附により、府内の貴重な文化財が修復されています。



## 御寄附をお考えの方々へ

御寄附いただいた額に応じ、本誌で紹介している「京都文化体験」に御招待しています。

寄附額	提供する京都文化体験（令和元年10月現在）
1万円以上	祇園祭山鉦搭乗、杉本家住宅特別拝観、清水寺夜間特別拝観、大河内山荘特別拝観、文化財修理現場見学会、京都文化博物館特別展内覧会のいずれか1つ
2万円以上	フタバアオイオーナー・葵祭特別観覧、緑陰講座のいずれか1つ
5万円以上	高僧の直筆揮毫色紙贈呈に加え、上記文化体験のうちお好きな1つにペアで御招待
10万円以上	高僧の直筆揮毫色紙贈呈に加え、上記文化体験の全てに1年間ペアで御招待
20万円以上	西陣織体験に加え、色紙贈呈及び上記文化体験の全てに1年間ペアで御招待

### 【京都府内に住民票を有する方へのお知らせ（注意事項）】

京都府内に住民票を有する方には、ふるさと納税の返礼としての文化体験の提供が法律上出来ませんことを御了承ください。なお、文化財や文化観光に関する情報を「文化財を守り伝える京都府基金ネットワーク」から情報提供させていただくために、氏名・住所・E-mailアドレス・電話番号を提供することについて、御了承いただきますようお願いいたします。

氏名・住所・E-mailアドレス、電話番号の提供について御了承いただけない方は京都府文化スポーツ部文化政策室まで御連絡ください。

## 御寄附の方法

以下のいずれかの方法により、お申し込みください。

### ①「ふるさとチョイス」HPから

右のQRコードを読み取って閲覧または「ふるさとチョイス」で検索  
クレジットカード払い・納付書による金融機関払いを選択いただけます。



### ② 電話・FAX・電子メール・郵送により納付書を請求

御寄附いただける旨と、お名前(読み仮名)・住所・連絡先を下記までお知らせください。

後日、納付書を郵送いたしますので、御手数ですがお近くの金融機関で払い込みをお願いいたします。他府県にお住まいの方には、原則として郵便局用の納付書を送付いたしますが、銀行用の納付書を御希望の場合は、予めその旨お知らせください。

※御利用いただける銀行は、みずほ・三井住友・りそな・三菱UFJ・京都・南都・滋賀・北陸・関西みらい・福邦・大正・福井・北国・但馬・池田泉州・三井住友信託・三菱UFJ信託・みずほ信託の各銀行に限られますので御注意ください(令和元年10月現在)。

### 【ふるさと寄附金制度について】

皆様が「応援したい、協力したい」とお考えの地方公共団体に寄附をされた場合に、個人住民税や所得税の税額控除が受けられる制度です。寄附金のうち、2千円を超える分について、個人住民税所得割額の概ね2割を上限に、所得税と個人住民税から全額が控除されます。

控除を受けるには、原則として確定申告をする必要がありますが、以下の条件を満たす方については、ふるさと寄附金の「ワンストップ特例制度」が利用できます(確定申告不要)。

- ①確定申告や住民税申告を行わない給与所得者、年金所得者であること
- ②ワンストップ特例申請書(第五十五号の五様式)を京都府に提出すること

**御注意**：特例申請をされても、医療費控除や住宅ローン控除等のために**確定申告を行わなかった場合**や、**寄附先が6団体以上となった場合**には、**ワンストップ特例の申請は無効**になります。確定申告をされる際には、改めて**寄附金について申告を行ってください**。



文化財通信 第11号

令和元年12月

京都府文化スポーツ部文化政策室

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

T E L 075-414-4521

F A X 075-414-4223

Eメール bunsei@pref.kyoto.lg.jp